

## 第4回国立市保育審議会会議録

日 時 平成26年10月3日(金) 午後7時～午後9時

会 場 国立市役所3階 第1・第2会議室

出席委員 委員 10名

(新開 よしみ 竹内 幹 山口 千恵子 津田 知佳子  
川田 あゆみ 成塚 久美 神田 憲治 川上 冴子  
小島 幸子 大瀧 みどり )

---

### 1. 審議会の運営について

【会 長】 よろしいですか。では、時間になりましたので、第4回の保育審議会を開催したいと思います。お手元の資料をごらんいただきますと、本日の議題は大きく、保育園の保育料についてということと、幼稚園の保育料についてということになります。それで、配付資料の確認とご説明を事務局のほう、よろしく願いいたします。ちょっとたくさんあるので。

【事務局】 では、まず資料の確認をさせていただきます。

まず、一番初めの1枚目が第4回の次第となっております。次に、資料1が1ページ目から3ページ目までございます。資料2がA4縦になっておりまして、新保育料3、4という形になってございます。次に資料3でございまして、こちらのほうで不手際がございます。資料3が1ページのみになっておりまして、次の2ページと書いてございますのは、資料4の2ページになります。大変申しわけございません。資料4が1ページ目、2ページ目となっております。資料5が3ページございます。資料6につきましては、認可保育園延長保育料一覧表という形でございまして、資料7が保育短時間や保育料の案を含めた形で1枚。資料8につきましては、国立市の私立幼稚園児の保護者補助金のしおりという形で、こちら4ページになってございます。本日は1から8までの以上になります。

【会 長】 ありがとうございます。それでは、保育園の保育料についてということで資料1、よろしく願いいたします。

【事務局】 まず、資料1から説明させていただきます。まず資料1ですが、こちらはこれまでの検討の経緯についてという形で、今まで第1回から3回までにありました、こちらでの検討の内容について書かせていただきました。まずこちらのほうを説明いたします。

まず、一番初め、保育料の設定の検討という形から始まりまして、今回の保育料はなぜ検討が始まったのかということが書いてございます。基本的に保育料の算定方法が、所得税ベースから住民税ベースに変更するという形になっておりまして、それをもしこのまま住民税ベースに変えた場合、現状の保育料と変更後の保育料についてはどのような差が出てくるのか。これについては、なるべく差が生じないようにするために、どのような方法があるかということについて検討をしておりました。

まず、こちらの1ページ目の下のほうにあります、前々回、第2回的时候に、こちらのほうに、試算当初という形になってございまして、こちらのほう、もし現在の方々が、国が示した基準の所得税ベースから住民税に変更したときにどのような影響があるかというものが、まずこちらのほうで検討が行われました。その結果、上がる方が337人、下がる方が196人ということになりまして、保護者の負担額が、収入額が特に変更ない状態でも、全体で金額が600万円上がってしまうという結果がわかりました。そういった形が、まず1例目になります。

2ページ目の説明です。2ページ目で前回、第3回的时候には、第2回の話し合いをもとに、試算1から試算3という形で提案、試算という形で出ささせていただきました。まず、試算1につきましては、全ての保育料を住民税ベースに変えて保育料は誰も上がらないような形にするという検討をした結果のときには、毎年、市のほうの負担が4,000万円程度あるという結果になりました。試算2のほうでは、そういうのではなく、各階層の保育料を少しずつ下げた場合はどうなのかという形で、こちらのほうで少し下げた形で試算させていただいたところ、当初、1人当たり3,800円ほど負担していたものが、2,400円まで下がるということになりましたが、保育料が上がる方は307人いる形になりまして、影響額というところなのですが、こちらのほう、前回のところでちょっと訂正がございまして。こちらのほう、前回600万円程度と書かせていただいていると思うのですが、こちらのほうで業者に依頼して全ての計算をもう一回回してちゃんと計算したところ、1,400万円の負担があるという形になりましたので、訂正させていただきます。

試算3のほうは、今度、第2子が現在、保育料半額となっているのですが、年少扶養控除等の関係について議論が出ておりましたので、その部分を加味した額で、第2子分のところを半額に、さらに2,000円マイナスにした場合はどれぐらい影響があるかというもので出ささせていただきました。その結果、第2子の児童が192名いるという形になりまして、市の負担額は年間400万円程度となってきます。前回の検討から、この試算2の少しずつ下げていった場合のものと、第2子の保育料を一律2,000円程度下げるといった試算3を足しあわせた影響額はどのようなものになるかというのを試算4という形で出ささせていただきました。この試算4につきましては、今回の資料2のほうに書いてある内容になるものでございまして、こちらのほうは1人当たり平均で月額1,929円の上昇となりまして、市の負担額は約2,000万円という形になってございます。

3ページ目にいきます。3ページ目は、また今回、こちらのほうで得た情報によりまして、各種の保育料の検討の状況の中で、従前どおりの所得税計算を行う支援もあ

るという情報が入りました。そちらの関係でもしやった場合という形でここに書かせていただいております。試算5という形で、従前どおり所得税ベースで計算して階層を判定した場合、保育料に影響が出る人はいないという結果にはなります。この場合は、市の負担額が年間600万円となります。これは先ほど、一番初めの1ページ目に書いてございました保護者の負担額が約600万円増額するというものがございます。1ページ目の影響額というところに、約600万円/年と書いてあります。済みません、これは全部増額ですね。所得が変わらないにもかかわらず、600万円増額してしまうという結果になります。こちら、事務局のミスで「増」という形が抜けておりました。申しわけございません。

その600万円がそのまま市の負担になるという形にはなりますが、それ以外に影響がないという形がこちらになってございます。また、所得税ベースから住民税ベースに切りかえるという話を当初から話はさせていただいたところではあるのですが、こちらについての法的問題点等について、あるかないかのところが下のところを書いてございます。基本的に法的な問題につきましては、これも子育て支援法に基づいては、特にそのような規定はございません。こちらの法律には、内閣府が出した金額という公定価格。これから各市町村が世帯の状況に応じて保育料を定めるものです。その保育料につきましては、所得税で出しても、住民税で出しても、またほかの方法で出しても特に問題はないという形になります。ただし、なぜ住民税なのかといったところは、国が補助金を各市、各自治体に保育運営費という形で補助を出していただく。その算定方法が住民税になります。この住民税のデータは必ず必要となります。そのため住民税ベースで国のほうも、保育料のほうを各自治体で住民税は持っておりますので、それをもとに算出して、またそれをもとに国のほうで補助金を出すとといった形のため、補助金ベースという形で、当初、国からも案が出ており、こちらも当初から、住民税ベースになったときの話をさせていただいております。

資料2は先ほど試算4という形で出させていただいておりました、2ページ目に書いてございます、保育料を少しずつ減額したまま、第2子の保育料を半額にしたところから、さらに一律2,000円引いた場合というものをデータから出してみたところ、保育料が上がる方が246人となり、1人当たり上昇金額は1,929円という形になりました。そういった資料になってございます。まずここで。

**【会 長】** ありがとうございます。そうすると資料1、2、3までご説明いただきましたけれども、内容についてのご質問等ございますか。

**【委 員】** 3ページ目の、従来どおりに所得税ベースで計算して、階層を判定するという、従来から出ている案なのですけれども、これは以前、市の事務量がふえて手が回らないのではないかというお話が出ていたと思うのですけれども、それは許容できるのですか。影響人数のところに、特に市の影響とかは書かれていないので、書いていなかったのですけれども。

**【事務局】** こちらは所得税ベースで計算する場合、前にもお話をしたように、おっしゃるように、事務量は膨大になります。現在、住民税でやるという計算でしたらば、うちの税のデータがあるので、そのまま計算式にできるのですが、現状と同じように、

所得税の計算を皆様から源泉徴収票とかをいただき、そこから手計算で、扶養の人数等を出して、年少扶養控除があったかというような計算をさせていただくという業務が発生いたしますので、それがさらに新制度にこういう形になり、新制度の業務というのも通常どおりふえてございますので、それと合わせると膨大な仕事量になるというふうに、こちらのほうで申し上げました。

それについての人のめどという話になりますと、これは、もしそういうふうになった場合には、組織的な話になりますので、事務方といたしましては、人員の要求をするしか方法がないかなと思っております。

【会 長】 ほかに、保育園の保育料のところですけども。

【委 員】 資料の1は、試算5では事務量がふえるということがあったのですけれども、保護者のほうの入所申し込みとか、そういった事務手続の関係で、今までの試算4までのやり方と、保護者のほうはどうなのでしょう。

【会 長】 いかがでしょうか。

【事務局】 まず、新制度と現制度の差というところでは、申し込みのところ大きく2つに分かれています。1つは、そのお子様と両親の状況という形で、まずご両親が働いているかどうか、保育の必要性があるかという形で、資料のほうを出していただく、資料といいましょうか、申請書ですね。その関係で出していただくという書類のほうは、現行と新制度に対しても、両方とも同じであります。扶養の人数と源泉徴収票、そちらのほうの提出が、新制度では、もし住民税になった場合では不必要という形になりますので、提出書類といたしましては、現在2枚の書類の必要がなくなり、保護者の申請にとっては、その分が楽になるという形になります。以上です。

【会 長】 ありがとうございます。ふえることはないということですね。

【事務局】 そうですね、新制度になったときには、ふえることはございません。現制度と同じです。

【会長】 よろしいでしょうか。

【委 員】 はい。

【会長】 ほかに何かご質問ございますか。

私のほうからお尋ねしたいのですが、資料2の試算4ですけども、246人の方の保育料が上がるということで、1人当たりの上昇金額が1,929円となっておりますけれども、平均が1,929円ということですよ。

【事務局】 はい。

【会 長】 上がる人では、どのくらい上がる可能性があるのでしょうか。

【事務局】 上がる人でいきますと、大体2万円ぐらいが、一番高い金額でした。

【会 長】 上がり幅が一番大きい人？

【事務局】 負担で、月額の上がり幅です。月額が2万円。

【会 長】 月額2万円も上がる人がいるということでしょうか。

【事務局】 最大の場合ですと、8階層ぐらい上がりますので。

【会 長】 8階層上がる人がいる。

【事務局】 はい。おりますので、そちらのほうの金額の計算を間違えていないと。

- 【会 長】 かなり問題がありそうですね、この試算4というのは。
- 【事務局】 とりあえず、そういう方もおります。少しずつ少ない、1カ月1, 000円とかいう程度の方ももちろんおりますし。
- 【会 長】 下がる方もいらっしゃるのですよね。
- 【事務局】 はい。下がる方もいらっしゃいます。
- 【会 長】 でも上がる人は、個人的には2万円ぐらい上がる人も中にはいるということですね。これまでも市の負担と保護者の負担が、なるべく、どういう比率かは、置いておいても、なるべく大きな変化がないようにということをやってきたと思うのですけれども、そうすると、前々回、前回を受けて、今回、試算4をつくってみただけでも、ちょっとこれはいかがなものでしょうかというふうになってくると思うのですが。新しく事務局で出していただいた試算5については、委員の方々、どのようにお考えでしょうか。この2つしか、もう案が残っていないということですね。と考えるとよろしいのでしょうか。次の委員、お願いします。
- 【委 員】 再確認でお尋ねしたいのですけれども、資料1の、ちょっと資料を探していたのですけれども、前々回の、以下の結果について検討しました。この当初試算、所得税ベースを住民税ベースに移行した場合、こういう影響人数が出て、影響額は、保護者の負担が約600万円と出ていますね。ここのときの市の負担額というのは出ていましたか。
- 【事務局】 そのときは、市の負担額は出してございません。
- 【委 員】 出ていませんか？
- 【事務局】 出ていません。
- 【委 員】 今その試算5のところで行くと、やはり600万円、これは市の負担ということで載っておりますよね。
- 【事務局】 はい。
- 【委 員】 そうすると、保護者の負担はゼロで、市の負担だけが600万円という試算ですね、5の試算は。
- 【事務局】 そのとおりでございます。
- 【委 員】 はい。
- 【事務局】 補足説明をさせていただきますと、ここの部分につきましては、実は今、皆さんの現在の所得をそのまま住民税ベースにすると、皆様の保育料が600万円上がる。今回の試算5でやれば、もとに戻るのです、保護者はゼロなのですけれども、国に請求する金額は、住民税で皆さん決まっています、この金額しかくれませんと言っていますので、その600万円を負担するのが市になるといった形になります。600万円を保護者が負担するのか、保護者ではなく市が負担するかが、1と5の話、ちょうど表裏一体の話になっています。
- 【会 長】 わかりました。ご質問、ご意見ございませんでしょうか。
- 【委 員】 前回、会長がおっしゃった、何か新規事業を立ち上げる際の費用を次回に提出していただけたら参考になるのかなというお話だったと思うのですけれども。
- 【会 長】 申し上げました。

- 【委員】 その辺はないのですか。
- 【会長】 何か事業が新しく。
- 【 】 国というかあれですか。
- 【会長】 国からの要請で、いろいろなものを変更しなくてはならないときに、市が負担するというような今までの実例で、特に。
- 【事務局】 そうですね、そちらにつきましては、実は該当する事業が何かわからなかったもので、今回にはご提出ができませんでした。申しわけございません。
- 【委員】 多分、例えば介護保険の制度があるとか。
- 【副会長】 つまり、要は国から国立市に来る保育園関連の補助金が600万円減る感じなのですよ。
- 【事務局】 試算5の話ですか。
- 【副会長】 この制度そのものとして。
- 【事務局】 そうですね。
- 【副会長】 その600万をどこから取ろうかという話で、試算5は、結局は市の財政でカバーしようという話、試算当初は保護者さんのほうでカバーしようという話。大体それは、ちなみに何パーセント減ぐらいなのですか、一応把握しておきたいのですけど。試算とは若干離れるかもしれませんが。毎年何パー、総額いくらぐらいもらっているのですか。
- 【事務局】 市の保育料が全体で幾らになるのかですね。
- 【副会長】 国から、国立市の財政に、保育園の分ですよと来ている分は総額幾らですか。
- 【事務局】 それはちょっと待ってもらえますか。
- 【副会長】 また今度でいいです。つまり600万円というのは大幅削減なのどののと、参考程度に済みません。ごめんなさい、試算が気になったもので。
- 前回の会議が終わった後に、何か平均2,000円増とか、3,000円、いろいろご時世大変だから、月1,000円ぐらいなら、まあリーズナブルな範囲かと思って、ただ個別にどう上がるかなという、階層5から階層8に飛ぶ人が結構いて、それを見ると月1万円、それはちょっとというのは、終わった後に気づいて、済みません。5から8とか見ると、結構いるのですよね、そういう方が。そこは何とかならないかという気がしていました。
- 【委員】 今の話からすると、マックスで2万円ぐらい上がる人もいるという中で、第2子に2,000円を支払いましようというのはありだとは思いますが、あんまり意味がないのかなという。
- 【副会長】 そうなのですよ。焼け石に水みたいなところがあったりして。
- 【会長】 いかがでしょうか。
- 【委員】 試算の5が保育料に影響が出る人はいないということで、市の負担額も、今までの4,000万ですとか、5,000万ですとかに比べると、600万というところで、これまた、こういう方法もあったのかというふうに思ったのですけれども、その事務量がふえるというところでは、それはまた市の人件費だとか、そういうとこ

ろで、どの程度影響があるのかというところがわかったらと思うのですが。

【会長】 そうですね。事務局のほう、いかがでしょうか。例年に加えて新制度事務となってくると、それは永久に続くのですか、事務量の負担は。

【事務局】 そうですね。今回、このところでもし所得税となれば、所得税から住民税に変わるということを、また審議会の中で行われたい限りは、国のほうは住民税ベースでのものになっておりますので、それを続ける分、負担がずっと続きます。その影響額につきましてですが、所得税の計算というのが、正直、臨時職員さんとかにもできるレベルではなく、税金の計算ができる方といいますと、ある程度、10年もずっとやっていたら問題はないのですが、そちらのほうができる方というのが難しいところなので、嘱託員、または正規職員を雇って行うといった場合ですと、この部分で大体、年間で、嘱託員で1人当たり300万、400万になりますので、それが1人多く配置になれば、年額、さらに300万、400万ぐらいの総額ということになりますので、今回の600にプラス300～400、1,000万を切るぐらいの負担になる。こういう方が毎年ある形になるのですが。そういう形になります。

【副会長】 やっぱり審議会はそうそう開けるものではないので、例えば、どうせ住民税のデータは入りやすいのであれば、やっぱり2列計算して、新制度、旧制度で、各世帯さんで計算して、次の4月からは旧制度のまま、従前どおりで影響なしにして、国から減る補助金分は市の財政で持つ。何か10年ぐらい、あるいは15年でもいいですけど、少しずつウェートを加重平均して、だんだん住民税ベースにこうするとかはないですか。どうせ同じですよ、出すものを出すのだから。

【事務局】 そうですね。今のお話のように、まず1つは、例えば今いる方々で経過措置を取るような形とか、計算がすごく複雑になると思うのですが、所得が毎年変わるので、例えば前年のこの部分と差額がどれくらいだったとか、上がり幅がとなると、またそれも、いつまでたっても追いつけないと思うのですね。

【副会長】 住民税は前年度の数字が来て、所得税は、同じ年度が来るのですか。

【事務局】 年度は一緒になります。

【副会長】 住民税のほうは1年遅れて来るわけではないの？

【事務局】 所得税が決定された後に住民税が決定されるという形になるので。

【副会長】 階層を分けるときは、同じ年の？

【事務局】 同じ年になります。

【副会長】 では、別に同じですよ。所得税ベースだと階層5、住民税ベースだと階層8で、人によって出て、階層5だから幾ら、階層8だから幾ら、ことしはここ、だんだんと10年たつとこっちに移るとか。

【事務局】 実際、その方は最大6年、保育園の場合6年ですか、さらに収入が上がる方と下がる方もおりますので、前年度のときに、例えば18階層で、次が12階層、こういうふうに変動が大きい方ですと、なかなかその中間を取るのには難しくなると思います。

違いますか。失礼しました。

【副会長】 いや。従来どおりの所得税でやると階層5なのです。新しい住民税ベース

は階層8なのです。所得税だと階層5だから幾ら、住民税だと階層8だから幾ら。この値段の中間です。

【事務局】 その部分の考え方についてはできると思います。今まで12だったのが、11を取ったりという形だと思うのですが、そちらのほうは、処理としてはできると思うのですが、基本的にやはり所得税のやつを出していかなくてはいけないので。

【副会長】 もちろん。

【事務局】 できなくはないです。

【 】 第2回目での要因、原因が幾つかありましたね。その関係で結構複雑で。

【事務局】 ただ、所得税で一旦出した階層というものと、住民税で出した階層、その中間という話になりますとできると思います。階層としては、ただ、もしもD-10とD-11といった場合は、どちらの中間を取るかというところで。

【副会長】 だから階層の中間を取るのではなくて、D-10の保育料、D-11の保育料、この保育料の1対9、2対8、3対7で、10年かけてこっちに移動したらと言っているのです。

【事務局】 保育料の階層は1年ごとに変わりますね。

【副会長】 そうです。毎年変えるのです。昔はD-10、今だとD-11だとすると、3万4,800円か3万6,200円かですよ。例えばその中間を取ります。来年になりました。この人は所得が上がったので、所得税ベースだとD-13、住民税ベースだとD-14でした。やっぱり4万円と4万2,500円の真ん中を取ると。そういうことを言っているのです。私が言っているのは真ん中を取るのではなくて、来年はゼロ対10の比率で、再来年は1対9の比率で、わかります？ 比率をだんだんこっちに寄せていくのです。10年後には、結局全部住民税ベースで計算されているという、そういう10年の段階措置。値上げするのがいいというわけではないけど。

【事務局】 多分そのやり方は、固定資産税のやり方で、評価額に対して、通常であれば課税標準額の1.4%というのがかかっている固定資産税があったのですが、過去に、固定資産税の評価額を、自治体で4割程度にしている調整した時代があったのです。それを国が、相続税と公示価格とばらばらになっているので、それを合わせていこうということで、急遽7割に上げたことがある。

【副会長】 どんと。

【事務局】 ただ、そのときに、いきなり税額が、評価額が、今まで3割程度だったのが、6割、7割になってしまうと倍額になってしまうので、負担調整率というのをやったことがあったのです。それを市のほうで解消していくのに、本則に持っていくのに20年近くかかったとか、毎年、この人は1.05増やそう、5%ずつふやそう、この人の場合には1.25にしようとか、額の激変によって合わせたりしたことがあって、かなり事務的には難しいことがあると思います。

【副会長】 また土地の場合はずっといますからね。でもこの場合は大体6年で行かれますから。いいです、複雑そうだからいいです。また審議会開いて、そのときにやればいいのではないですか。今回は時間がないということで。失礼しました。

【事務局】 それと、先ほどちょっと宿題いただいた数字について。25年度の決算、



去年度のベースなのですが、本人からいただいている保育料の合計が2億4,934万4,100円、これが負荷決定した額です。

【副会長】 2億4,934万4,100円が、いわゆる保護者さんからいただいた保育料の年間総計ですね。

【事務局】 そうです。

【副会長】 約2.5億円。国からは？

【事務局】 国からいただいているのは、これは公立保育園と私立保育園で、公立については国からはもらえません。私立の分だけで言うと1億7,024万2,500円。

【副会長】 そのうちの600万円が。

【事務局】 済みません。ちょっと今の1億は間違えました。

【副会長】 大体でも、半分、4分の1、4分の1からすると、今、保護者負担は8分の1くらいのイメージですね、きっと全体の。だって国が半分、都が4分の1、市が4分の1でここだから。すると4倍すると、ざっくりすると大体10億円ぐらい、国から受け取っているイメージですよ。何か棒グラフの前。まあいいです、わかりました。大体そういうイメージのうちの600万円減ってしまうと。国としては、減らすというよりは何か制度を変えたときの誤差みたいな感じですね、国にとっては。10億円のうちの600万ですから。わかりました。済みません、ざっくり過ぎて失礼しました。

【事務局】 いえ、申しわけないです。運営費という考え方と今、一緒になってしまって申しわけなかったです。

【副会長】 イメージとしては、大体何億円のうちの600万円であると。

【事務局】 この間、1回目の資料のときにお出した、本来払っていただくべき国が定めた額の、今、市のほうで50%負担しているので、2億5,000万の半額の1億2,500万円を市が負担しているという形です。国からは1億2,500万しか出ていないという。ざっくりですが。

【副会長】 わかりました。では国からは1~2億円ぐらいのイメージ。では600万円というのは誤差ですね、何か。もちろん各家庭にとっては誤差ではないですけど、制度全体からすれば。

【事務局】 はい。

【副会長】 そのぐらいのオーダーなのだ。済みません、全体、今さらながら失礼しました。ありがとうございます。

【会長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。ご意見、ご質問ありませんでしょうか。

【委員】 今は所得税ベースで保育料を出していただいていると思うのですが、その算出のときにかかっている事務料というのは、今もあるのですよね。

【事務局】 はい、ございます。

【委員】 それが新制度を導入して、でも従来どおり、所得税ベースにするとなっても、同じようにかかるというだけですよ。

【事務局】 当初、話を受けたときですと、まだ幼稚園のほうが決まっていなかったの

で、現在でもまだ決まっていないところがあるのですが、そちらのほうももし手計算とかということがございませば幼稚園のほうの所得のほうを、全て所得税でやるといった場合ですと、ふえるところがございしますので、そちらのほうを全部合わせてふえるという話はさせていただきます。もし保育園だけということになれば、そちらについては今までどおりの事務量という形にはなります。ただし、旧制度と現制度が両方とも入り混じっているのが、今回、子どもを育てる新制度、全てが新制度ではないものもありまして、そこら辺で、事務が結局、同じことをしている場合で際も少し上乘せがあるということではございません。

【委員】 資料3の中で言っている事務量がふえるというのは、その幼稚園のことも考えるとふえるかもということですよ。保育園だけを見ると、別に今までどおりもかかっていましたということなので、特にふえるというイメージではないですね。

【事務局】 保育園だけということになれば、今までも、従来どおりやってございしますので、それについてはおっしゃるとおり、事務のほうがふえるというよりは、事務が現状維持という形ということになります。

【委員】 経費として、新旧の制度が並存するわけですね。

【事務局】 そこは昔と一緒にです。

【副会長】 いかがでしょうか。きょうご発言いただいていない委員もたくさんいますけれども、何か。委員はいかがでしょう。

【委員】 階層が変わるところで、8階層変わってしまう方も出るとおっしゃったのですけれども、普通の給料の上がり下がりくらいで、階層の移動、新年度になって保護者の方が動くのは、普通の方くらいの上がったり下がったりとか、それくらいが普通のもの。

【事務局】 普通といいましょうか、本来影響、ふえた方で階層が変わるのは、大体1から2階層くらいが通常の変更、上がり幅でございします。ただし、先ほどのお話のとおり、年少扶養控除、お子さんがたくさんいる家庭になりますと、その部分についての控除がなくなりますので、お子さんがいる家庭につきましては、結構その部分が多く反映されるところでございします。

【副会長】 今、そういう話を聞いているのではなくて、例えばボーナスが上がったとか、そういうときに当然所得がふえるのだけれども、階層がそのときはどれくらい上がるかという話だと。それは1くらいですか。年収500万の人が、臨時ボーナス50万円来たときに。

【事務局】 ボーナスの金額がどれくらいであるかというのも難しいのですが、例えば、上がり方の話でいきますと、いろいろなパターンがありまして。

【委員】 もちろん。

【事務局】 今、お話しのとおり、ボーナスが1カ月分多く出たといったような収入もございませば、今まで学生だった方が、働いて収入がいきなり300万、400万になるといった方になる場合もございしますので、一概に給料が上がったというので、幅がどれくらいなのかというのは、ちょっと申し上げるのは難しいと思っています。

【委員】 単純にというか、保護者として、急にことしの階層から、制度が変わるこ

とによって8階層変わるという、その8という数字が、何でも8は大きいではないですか。そこが普通あり得ることなのか、やっぱり、ちょっとびっくりなのか、日常的にということではないにしても、給料が上がった下がったで、階層が幾つ変わってしまったということはもちろんあるとは思いますが、そういう幅の中で、2つ3つならもしかしたらあり得るなどか、ご夫婦で働いていてとかもあると思うのですが、8と聞くと、ちょっとびっくりするのかなと心情的な感じなのですが。

【事務局】 おっしゃるとおりでございます、8階層上がるようなことはまれで、ほとんど見受けられるものはございません。

【委員】 では、8階層上がってしまう人が、大体何人ぐらいいるのでしょうか。

【事務局】 そんなにはおりません。最大という話でさせていただいたものなので、こちらのほうにつきまして、人数はちょっとカウントしていないのですけれども。

【委員】 では、逆に8階層下がる人もいます。

【事務局】 下がる人というよりも、こちらのほうは、なかなかまた難しく、下がるほうは逆に難しいものがございまして、それも通常あり得ないのですが、例えば今まで結婚といいましょうか、夫婦でいたのが、離婚することでひとり親になって、そのお子さんを見るというときに、その方の前年度の扶養が、旦那さんで言えば600万円あったものが、本人で言えば、働いていなかったということで、非課税といえますと下がるといったものはございます。

【会長】 委員、いかがでしょうか。

【委員】 今の話を聞いていて思ったのは、収入が変われば、次の年の保育料が変わるのは、ある意味、当然だとは思いますが、この試算4で、最大で2万円上がる人もいますというのは、同じ収入であっても2万円上がる人がいるという話ですよ。

【事務局】 はい。

【委員】 それはやっぱり、この試算を出してもらっても、収入は変わらないのに2万円上がるのは、家計としては無理ですよという。もし収入が上がってれば、それなりに収入がふえたので、保育料が上がるのもそれは当然だと、多分保護者のほうも思うかと思うのですが、収入が変わらないのにふえるということであれば、やっぱり試算4というのはおかしいのかなと思います。もし、選択肢が4と5というものであれば、4はないのではないかなというのが私の意見です。

【会長】 委員、いかがでしょうか。

【委員】 ちょっとこういう計算になれていないので、どれがどうとは言えないのですが、前の保育園で、保育料を積算していたというのも、一生懸命書いているのですけれども、そのベースがよくわからないから。済みません。新制度になっても、事務量がふえてというあたりが、多分、この保育料と関係ない部分ですよ。その事務量で、先ほど人員をふやすようなどころというのはまだ全くわかっていないのです。

【事務局】 そちらのほうは、まだ未決定でございますので。

【委員】 それはもう、多分幼稚園のほうにも関係してくることなので、その程度のことしか私は理解していないので、ちょっと細かいところの発言はできません。

【会長】 委員、いかがでしょうか。

【委員】 いや、特にありません。

【委員】 所得が全くふえないで、住民税だけは上がるというケース、住民税ベースで計算すると8段階も変わるという可能性があり得るのかどうかというところなのですが、所得、住民税そのものの計算は、やっぱり所得から関係していますよね。住民税そのものの計算というのは、ですから所得が全然変わらなくて、住民税だけ上がるというのは、よっぽど何かのケースがない限りは、どんなものですか。いかがでしょう。

【事務局】 まず、所得が変わらずに住民税になるということで上がるというのは、通常は考えづらいところではあるのですが、今回のお話の中では、やはり年少扶養控除が加味されない形というのが前提でございます。その部分が、まず主に上がるものと思われまして、これがもし、その部分も全部加味されたままでいけば、そのような階層の差額は恐らく生まれてこないと思っております。

もう一ついいですか。

【会長】 お願いします。

【事務局】 うちのほうでデータを出している中で、少しだけ、実は住民税のデータをぶつけている中で、全てがうまくいっていないのが1個ありまして、といたしますのは、世帯で祖父母が同居している方です。親御さんと両親がいる中で、さらにおじいちゃん、おばあちゃんの収入があるということがありまして、そこまで、実は完全に全ての人を見切れていないというのがございます。その部分で上がったたり下がったりはありますので、そこは補足で説明させていただきます。

【会長】 では、ご質問がもうないようでしたら、ご意見ということで、次回で、第5回がおしまいになりますので、ある程度方向性を決めたいと思うのですけれども、お1人ずつ伺ってもよろしいでしょうか。委員から、済みません、今ご質問されたばかりですけれども。

【委員】 まだ、意見といってもまとまっていないというところが現状なのですが、そうですね、試算的にこれを、5つの試算を出されていますが、まずこの試算2についてですけれども、この階層の保険料を減額しますね。そうすると、平均3,800円ぐらいというのは、これは1万円上がる人と、何千円かの人とを平均して、大体3,800円ぐらいの負担がふえますよというところで、それが市の財政を投入するというか、計算すると1,400万くらいかかれば、2,400円ぐらいまでは保護者の負担が平均的に見ると減るというところですね。

これで1万も2万も上がってしまった方には本当に、私の心情とすれば非常に、何とも言いようがないし、つらいのですが、平均的に2,000円ぐらいは上がるのだと。だけれども、そのうち第2子、3子、お子さんが保育園に行っている子については、2,000円を還付しましょうというくらいになると今度、試算3でしたか、400万円負担するという、これを乗せてもということもあり得るというところで、ちょっと考えてみているのですけれども。要するに、平均で2,000円程度、1人2,000何百円程度は上がるかもしれない。これは各階層を下げたとき、その中には、例えばそんなに、2,000円も上がらない人もいる、1万円ぐらい上がる人もいる。これ

を延べて、平均して大体2,000何百円ぐらいになるだろうと。それプラス、その2人目、3人目、保育園に行っている子も同じように2,000何百円上がるのではなくて、2人目、3人目については2,000円ずつバックしたい。400万円ぐらいまたプラスアルファで市の財政を使うけれども、そのくらいは考えてあげてもなど、個人的な考えでございます。済みません。

【会 長】 今の委員のご意見に対して、何かご意見なりご質問ありますか。

【副会長】 問題は、変わらない人がほとんどなのです。半分ぐらいは変わらないのです。その人たちに2,000円あげて、変わる人は1万円ぐらい上がるのです、プラスで。要するに、ほかのほとんどは2,000円安くなってラッキーで、どんとダメージを食らう人は、8,000円ぐらい結局上がるのです。2,000円薄く配ってしまって、一番ダメージを食らいそうな全体の3割ぐらいの人たちはどんと値段が上がるのです。その人たちに2,000円では焼け石に水で、その問題は依然残るのです。平均すると2,000円ですけど。

【委 員】 まあ、確かに。

【副会長】 そうなのです。

【委 員】 1万、2万上がる人の所得層というのはどうなのですかね。

【副会長】 それを見たいのです。前回お願いしたと思うのですけど。つまり、今、現行の階層と、新制度での階層の移行を見たときに。私の記憶では、例えば階層5から8とかもあつたりしたので、そんなにリッチという。階層5は大体、推定年収、どのくらいのイメージでしたか。昔の資料で。モデルケースで、例えば子ども2人で構わないです。

【事務局】 Dの階層5ですか。大体推定年収が400万ぐらい。

【委 員】 そんなものですか。

【副会長】 大体そのくらい。お子さんがいるかいないかなので。その人たちにお子さんが3人いたりすると、あるいは4人いたりすると、もうボンと階層が、きっと8とか9ぐらいに上がってしまって、これを見ると月に1万、1万5,000円上がってしまう。そういう人たちは。

【委 員】 階層5で年収400万ぐらいですか。所得。

【事務局】 所得割は、そうですね。所得割課税が、前の資料で7万7,100円といった場合、推定年収が360万ぐらいというふうなデータがございますので、そこを持ってくると、所得割が、第4階層が7万1,500から8万3,000というのがございますので、第5階層の場合ですと360万から少し多目にして400万と申し上げました。

【副会長】 つまりD-4が大体360万前後の感じなのですね、イメージ。ごめんなさい、単に意見ということです。

【会 長】 ございましたら。

【委 員】 今のはショックです。400万で月10万ぐらい。

【副会長】 年間10万です。

【委 員】 この間も出ていたのですけれども、ほかの市の全部の財源の中で、子ども

にかかるのが大体どれくらい。老人とか、そういうことにかかるのがどれくらいとか、全体で見たときの割合で考えて、国立は母子家庭しやすいのだよ、いい保育園がうちにもあるのだよ、だから住んでくださいという方向でまちづくりをしていこうと思うのだったら、幾らが安いのか、幾らが高いかというもので簡単に言うてはいけないと思うのですけれども、私は試算5で、誰にも、親のほうには影響がなくて、市の負担は負うけれども、市は頑張って子育てを応援していますという方向で1,000万、600万と事務で300万、400万、1人ふやすと。もしかしたらこれが2人になるかもしれないですけど、事務の人が。それでも1,200万。簡単に言うてはいけない額かもしれないですけど、でも4,000万なんていうのが最初に出ていたことを考えたら、少し頑張っていたら、保護者には影響が出ないような形で市で頑張ってもらうように指示したいなと思うのです。

この間、どなたかから質問が出ていて、全体の財源の中で、子どもにかかるのは何割くらいというのを調べてほしいと言っていましたよね。あと、例えば老人の方の安否確認で、牛乳を1戸1戸配るなんていうのがあるではないですか。そういうのに大体何千万かかっているとか、シルバーパスが何十万か何億円かわからないのですけれどもかかっているとか、そういうものがあれば、例えば今回税金計算が変わる中で、保育園に通う子どもを支援する施策として、市が1,200万出すといえれば納得できる金額になるのではないかなと、そういうふうには思うのですけれども。事務負担がふえるのは本当に申しわけないとは思いますが、でも、もし全員でフォローできるのだったら、不要に保護者、父兄の中の差とか、対立まではいかないにしても、あつちは安くなった、こっちはふえたというのは、あまりいいことはないだろうと思います。

ちなみに試算5でなせる市があるというのは、数的には多いのですか。

**【事務局】** ほかの26市の中では、実はほとんどがまた検討中という回答になっている中で、決定になっているのは2つの市が、今回の所得税の計算をするという形でほぼ決まっているというふうに情報だけは入っています。住民税のまま行くというところも、2～3市ございます。

**【会長】** 委員のご意見に何かご質問、ご意見ございますか。

委員、よろしくお願ひします。

**【委員】** やはり今回、住民税ベースにすることによって、年少扶養控除が対象外になります。これはやっぱり、子どもがたくさんいることによって控除額がどんどんふえていくのだと思っていた。なので、子どもが多い方がやはり優遇される今の、現状の計算を続けるほうが、やっぱり子どもを多く生んでいてよかったなというお徳感はあると思うので、市の負担は継続的に発生してしまうとは思っているのですけれども、試算5の現状維持というのが一番ベストなのかなというふうに私は思いました。

**【会長】** ありがとうございます。委員のご意見について、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

委員、よろしくお願ひいたします。

**【委員】** 保護者の立場からして言えば、保育料に影響が出る人がいない試算5が、

保護者としては一番いい、この今までの試算の中では一番いいのかなと思うのですが、確かに市の負担額が、市にとってどれくらい負担であって、子どもを育てやすい国立市にしていくかということを考えたり、難しいのですが、子どもが多い家庭が保育料がふえるという形は、子どもを育てにくいという状況はやっぱり避けなくてはいけない、避けてほしいと思って、この中では試算5の保育料に影響が出る人がいないというのがいいのではないかなと思います。

**【副会長】** 委員のご意見についての質問、ご意見、ございますでしょうか。

では次の委員、よろしくお願いいたします。

**【委員】** 前回、第3回の審議会の後に、短い期間ではあるのですが、公立保育園の保護者対象に、ちょっとアンケートを行いました。試算1を1として、試算2、3を足して原案として、あともう1個、当初の予定どおりという3つの選択肢でアンケートを取らせていただいたのですが、やっぱり保育料を上らないようにするか、大体60%ぐらいの回収率は取ることができまして、保育料が上がらないようにしてほしいという、試算2、3の足し系原案が60%ぐらい、全体の中で114という形で回答をいただいて、試算1の保育料は上がらないというのが69、あと、当初の国ベースだと22という形で回答をいただきました。

数字だけでざっと見る形になってしまうのですが、中に自由記述で意見をいただいた方には、やっぱり新制度に当たるに当たって、まず認定を受けるというところで、保護者はすごく負担があるというところで、やっぱり試算5で、まずは保育料は影響が出ない形で、その認定のところを見ていくというところが必要なのかなと思うのと、今、5カ年計画で子ども計画があると思うのですが、それと同じように、例えば保育審議会でも、5年後とは言わないのですが、今は認定のことが、やっぱり保護者負担が大きいので、何年か後に見直す必要があるという答申の形を出すのがいいのかなと思います。

**【会長】** 委員のご意見について、ご質問、ご意見ございますか。

では次の委員、よろしくお願いいたします。

**【委員】** 私はできるだけ現状から保護者に負担が行かないように、保育料が上がらないような形が望ましいのではないかとこのように考えていまして、前回の終わりには、試算1では市の負担額もかなり大きいというところで、試算4の各階層の保育料を減額して、かつ第2子の保育料は2,000円引くというところが、折衷案なのかなというふうに考えていたのですが、上がり幅の大きい人では2万円も上がる人もいたり、平均の上昇金額も、前回の2,000幾らから1,929円、そんなには変わらないなと思って、また、新たにきょう、試算5が出てきたところを見ると、これで保育料に影響の出る人がいないというところでは、市の負担額も、4,000万に比べても、2,000万に比べても少ない額でできるということなので、私は試算5の形が望ましいのではないかと考えました。

**【会長】** 委員のご意見について、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

では次の委員、よろしくお願いいたします。

**【委員】** 認定のほうになると、私は立場的に幼稚園のほうなので、かなり今のシビ

アな話は、来年、再来年、5年間の間に合致した形になるのかなという程度で、やっぱり私は、個人的に多子のご家庭が、もともと少子化を防ぐというところから出てきていると思うので、やはり負担額は、多子の家庭が、やはり負担額が多くならないように、計算的にはどうということか、ちょっと私は説明できませんけれども、やはり国立の子どもたちも減っているわけですし、その辺を長い目で見ていく時期なのかなということしかわからない。ただ、8段階に属する人たちが、今の段階でどのくらいいるのかなというのをちょっと伺えればと思いました。

その段階的には8階層。全体の市の中で、先ほどどなたかおっしゃったように、高齢者と乳幼児と、いろいろ18歳までとかという限られた中で、やはり比率的なものというのは、この計算でいくとどんなものかなというのをちょっと聞きたい。全く初歩的な質問だと思いますけど。ということで、今答えてくださいではなくて、皆さんの意見を聞いて、計算方法はともかくとして市で受けとめるときに、国立は子育てしやすいところを持っていくのは、どれが逆にいいのかなというのが私の感想なのですけど。

【会 長】 委員のご意見についてはいかがでしょうか。

では次の委員、よろしくお願いいたします。

【委 員】 基本的な考え方は、今まで申し上げてきたのが私の基本的な考え方なのですね。該当者に対するアンケートというのはほとんど意味がなくて、これは障害者施設の利用について、障害者の方ご本人、あるいは親御さんにアンケートを取れば、同じような回答が出るし、高齢者についても全く同じで、利用している、福祉関係だけで言えばそうだろうし、福祉ではなくても同じだと。基本的な考え方というのは、前にずっと申し上げていたので、私は特に変わらないので、この中のどれかというのはちょっとわからないです。

【委 員】 ありがとうございます。委員のご意見についてはいかがでしょうか。

【委 員】 委員のご意見としては、資料1の1ページの試算当初の考え方というふうに思っているのですけれども、それに対してないですか。今まで所得税ベースだったものを住民税ベースに単純に移行するという。

【委 員】 ちょっと質問の意味がよくわからないのですけれども。

【委 員】 委員の当初から意見は変わっていませんというふうなことなのでも、その意見、改めてもう一度お伺いしたいのは、今回いただいた資料1の1ページの下の方のところに書かれている「試算当初」という記載の内容のご意見だったと思っているのですけれども、それで認識に違いがないですか。

【委 員】 この中のどれに該当するかということですか。

【委 員】 そうですね。

【委 員】 それで言っているのは。

【委 員】 資料1の1ページ目の下の表のところ、国の基準に従って現在の所得税の表を住民税ベースに単純に移行して、市の負担はゼロというような意見だったと思うのですけれども、それでそこはないですよ。

【委 員】 そうですね。



【委員】 なので、これだということですよ。

【事務局】 そうですね。この中でいけばね。

【会長】 ほかにご意見、ご質問はございますでしょうか。

では、竹内委員。

【副会長】 私も確かに、私も保育園利用者なのですけれども、別の自治体で。保護者さんに聞けば、上がらないのがいいと当然返ってきますので、気持ちはわかります。ただ、政策的に言うと、やはりなるべく子育て側にはお金を回せば、少子化緊急事態宣言というのが増しているというのであれば、600万円、せいぜい変更で全体からすれば誤差みたいな数字として600万円、年間、国立市側で負担しなければいけないのは、それは保護者につけ回すよりも、納税者さんをお願いするというのが筋だなという気が私はします。

加えて言うと、やはり第三子、第四子が少子化対策にはすごく効くわけですし、すごく経済的負担も重い。そこにまさに直撃してしまう制度変更というのは、なかなか受け入れがたいと思います。600万円を流すのであれば、いろいろな財政厳しい中でありかと思えます。ただ、上がる方を見ると、すごく第三子、第四子と頑張っている人が直撃を食らう。これはちょっと難しい制度変更かなと思います。ただ、非常に事務を軽減できるはずだった制度変更という利点がとれないというのは結構重いので、つまり300万円どころか、ちょっと質問なのですけれども、毎年、所得税をガーッと1,200人分打ち込むのに、皆さんは1週間張りつきなのですか。

【事務局】 1週間ではちょっと足りませんね。

【副会長】 1人ではなくて、2人、3人。

【事務局】 4人で2カ月ぐらい。

【副会長】 朝から晩まで。

【事務局】 計算をして入力するという形に合わせて。

【副会長】 朝から晩まで週40時間。

【事務局】 そのほかにも通常業務が入っております。

【副会長】 業務ね。だから、多分、1日3時間ぐらいあったりとか、そんな感じですか、2時間。

【事務局】 そうですね。その業務にかかっている部分というのをそれぞれ計算するのは難しいのですが、大体2カ月かかって5人でやっています。

【副会長】 足かけ2カ月。週10時間として、例えば1人80時間で、3人なら240時間、そういうイメージですか。

【事務局】 残業も含めてやらなければなりません。

【副会長】 数百時間のイメージですよ。でも、数百万円にはならないのか、さすがに。残業代は1時間1万円もつかないですよ。

【事務局】 それはそうです。

【副会長】 つかないですよ。であれば、それは数百万円ということではない。つまり何が言いたいかという、その所得税ベースもすごく面倒だから、いっそのこと住民税に移ればかなり市役所のほうの負担も人件費も減るかと思ったら、そんなに減ら

ないのであれば、では、試算後でも。ただ、別に負担を回避するのではなくて、何度も言うように、多子の人に直撃するのは避けたいということと、時間がどうしても、これが平成28年からならもうちょっと練って、ある程度、値上げとかありなのですから、いきなり来年度から年間、月に1万円上がる人が結構いるというのはちょっと厳しいので、暫定的、もうしようがなく試算後で対応せざるを得ないというのが、先延ばしですけれども、私の意見です。済みません。

**【副会長】** ありがとうございます。竹内委員のご意見に対して何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

私も一委員として、全体をまとめるとかではなくて、個人の意見を言わせていただきます。住民税ベースであるか、所得税ベースであるか、どちらが適正な保育料を算出できるものなのかということが、何も基準がないままに、従来は所得税ベースで行っていたというだけで、国立市のそもそもの表が、いろいろ見ている、その下のほうがみんな一緒であるとか、もっともっと格差をつけてもいいのではないとか、もとのものが正当ではないと考えると、国から下りてきてまた住民票にしても、それが正当であるかどうかはまたわからないのですけれども、どちらもとりにあえず今まで慣例としてやっていたものを使うということと言うと、一律、1人1人の負担が本当に1人2,000円で済む、委員がおっしゃったように2,000円で済み、市の財政もそれほど脅かさないのであれば試算3にするというのも、同じ痛みならいいのですけれども、やはり今までやっていた試算を拝見すると、上がる人と下がる人がいると。しかも今、竹内委員がおっしゃったように、多子の人世帯で上がるというのは、とてもそれはちょっと時代と逆行していると思いますので、住民税ベースにそのまましたほうが、事務的にはどこか税金のことを考えると、すごくドライに割り切ってしまうようなのですけれども、この場合であっても、上がる人と下がる人がこんなにいるということですよ。だから、あまり公平ではないと思うので、私も今まで検討していてとても苦しいのですけれども、試算5で数年間やったらいかかなと思うのと、ただ、それだけだとやはりせっかく新制度になったのに、市の負担がどうせふえるのならば、もう一声何か第二子への2,000円引き下げというのに、市の負担が400万円というのが試算3で出ていたので、その400万円というのも加えられないだろうか。ちょっとそれは願いというか、個人的な希望です。議会がだめとか、いろいろだめという話が出るかもしれませんが、だったら、このまま試算5で何も変わらず、市がちょっと痛んでいるだけではなくて、どうせ痛むならよりよいほうに、子育てしやすいほうに何か変革したいかなという気持ちは個人的感情としてはございますということなのですけれども。済みません、今言ったことも含めて、委員の方々から何かご意見、ご質問をいただければと思います。

**【副会長】** だったら、全体で年間12.5億円、保護者さんからいただいているのなら、これは多分1%ぐらい上げて、2万円が20,200円になるというのはあまりわからない。だけれども、全体で1,200万円の収入なので、プラスなので、600万円国からもらえる金額が減るといのはすぐ吹き飛ぶわけで、さらに余ったお金で、例えば第二子にやっておくとか、せっかく今変えるチャンスなので。つまり、これは

本当に国からもらえるのが600万円減りましたというのはしようがないので、全家庭から100円、済みません、値上げしますと。D階層ぐらいは。そういうわけで、数百万円入るので、何かそちらのほうが。それはだめですか。それは厳しい。いいですけれども。やめましょう、思いつきで済みません。ちょっとそれは結構です。

【委員】 済みません、基本的なことで聞きたいのですが、年少扶養控除が加味されなくなったというさっきのお話なのですけれども、これは所得税ベースの場合には加味され続けるということですか。それはできるのですね。

【事務局】 もともともう扶養控除の必要がなくなっているところですが、今現在、うちのほうで計算を加味して行っているので、それを現状どおり今後続けるという話になりますので、特に加味したまま計算されます。

【会長】 されますね。

【事務局】 はい。

【副会長】 だから、住民税ベースにして、子どもの数でやったら意外と近くなるのではないかなと思ったのですが、だめなものでしたか。

【事務局】 だめというわけではございません。できなくはないというところでございます。

【副会長】 それでも階層がボンと上がってしまう人は出るのでしょうか。

【事務局】 多分そこまでは、5までが一番、多子でも、お子さんがいることの年少扶養の軽減が一番大きい金額になりますので、その試算のお話もできると思います。

【副会長】 ちょっとよくわからないな。住民税ベースで計算して、子どもの数を加味したときに階層を出すと。それと今までの所得税プラス子どもの数というのは、やはり違うのですか。

【事務局】 そちらにつきましては、その部分につきましては、同じ結果が出ると思いますが、実はもう1つの要因、今回の所得税から住民税に変わるものの中で、国が出しているものと、今回、市が、差額がもう1つ出るものがございます。それは、所得税が累進課税というパーセントでやっているのに対し、住民税が定率、同じパーセントになっているところで、例えば、累進課税20%の人だったら、計算結果としては住民税が10%になっていますので、例えば、半分になるという計算もあるのですが、その一方で、5%、5%の人につきましては、住民税は上がるという計算になります。こちら、国の制度のほう、国から出しているモデルケースというのは、父親が800万円、1人収入があって、母親のほうは非課税程度の収入。それで子どもが2人の計算になっているところではあるのですが、実際のところ、両親共働きといった中では、大体両親とも400万円から500万円ぐらいの収入となっていますよね。そこの累進課税が5%になりますと、5%から10%になりますよね。子どもの数だけで計算すると、同じ方もいるのですが、今言った所得税と住民税の税率のところでは上がる人が出る可能性もございます。全てが同じか下がるという形にはなれない。

【会長】 では、新しい案は。竹内委員、ご提案。

【副会長】 100円上げたら、第二子の割引をどっとふやせますよ。つまり、今、第二子は半額なのですよね。試算幾つになっていますか。試算3か。試算3になったと

きに、さらに2,000円割引すると。これには追加で400万円必要だというのですよね。国から補助金を減らされて600万円と、では、第二子に2,000円おまけしようと400万円、1,000万円ぐらい。これはさっき言ったように、保育料月額100円とか上げれば、1,000万円ぐらいころっと出てきそうな数字なので。100円ではないな、やっぱり1%上げるイメージですよね。そうすると、2万円の方は200円増しとかですけれども。そうすると、国からの補助金がカバーできて、市の財政負担はないし、かつ、第二子分の2,000円割引もできる。いいかなと思ったけれども。

【会 長】 それはまた新しい表をつくらないといけませんよね。

【副会長】 また次回まで。それいいねとノリが多ければ、事務局の人に頑張ってもらおうのですけれども。

【会 長】 200円でも上がる人は上がると、やはり。

【副会長】 もう全員、全員一律に、A、B、Cの保育料を割合で上げるとどうなのかなと思うのですけれども。

【会 長】 いかがでしょうか、皆様。

【委 員】 それは、例えば、今使っている保育料の表を全員1%ずつ、みんなこの階層も1%ずつ上げるということですね。

【副会長】 そうです。2万9,000円/月だったら、これが2万9,300円になる。1%上がると。そうすると、財政負担はないし、実際にやってみないとわからないですけれども、多分。かつ、第二子分も2,000円おまけできます。

【委 員】 その表を変えること自体は、別に問題はないのですよね。

【副会長】 今でなければ。変えないですよね。そのためにこれを開かないといけません。

【委 員】 私は最初のときみたいに、この下の階層は金額が全部同じですよね。やはりそこも変えていけば。それで、さらに1%という話があれば、本当に表を。来年とかでなければ、もっといい展開ができるのではないかなと思うのですけれども。私も最初からこんな下の階層が変わっていないのはちょっとやっぱり何となくずっと腑に落ちないものがあったので、特に収入が多い世帯の人が変わらないというのは、最初に質問したときに、ほかの市でそういう試算をやったら、数百万円もふえたというのですけれども、でも、違うのではないですか。

【会 長】 でも、ここはあまり人数が少ないということでしたよね。そうでもない。

【事務局】 そうですね。以前、財政改革審議会があったときに、この武蔵野市並みにもうちょっと階層をふやしたらどうかというときに試算が出たのが、130万円から180万円ぐらいでした。あまり財政効果がないなという印象はありました。

【委 員】 前回いただいた資料で、B-20の人も4%ぐらいいる。一番マックスでB-8が7%ぐらいと、そこそこいるのだなというイメージがあったので、そこが。

【副会長】 済みません、話がいきなりごちゃ混ぜになっている気はするのですが、これはなぜかという、実は階層の決定を従前どおり所得税ベースでできるのなら、もっと表の金額自体変えればよかったよねという話で、結果、話が振り出しに戻って

るところがなくはないので、試算後はなかった。基本的に住民税ベースで階層を決めてという話だったので。所得税ベースで階層を決めるのであれば、せつかくだから表の金額を少しいじりたいなということで、いきなり議論が、こんな時間の中で出てしまったということですね。

【会 長】 済みません、まだ幼稚園の話とかしないといけないのですが。一応、では、試算5あたりが落ち着くかなという感じで、また次回進めたいと思います。

では、幼稚園のほうの資料の説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、続きまして幼稚園のほうの資料をあけていただいて、資料3と資料4の2つになります。こちらの資料で説明をいたします。

まず、資料3でございます。幼稚園保護者の新制度移行による負担額調査という形でつくってございます。これは、左側の表は新制度移行予定の園を参考に作成しました現行幼稚園保育料の負担額という形で、各階層、こちらのほうは東京都の補助金等と就園奨励費等を比較するものですので、こちらは全部で6階層になっているところではあるのですが、こちらの実質負担額と網目が描いてあるDというところを見ていただくと、それぞれ現行保育料Aというのがございまして、こちらのほうを今回、新制度に移行予定が3園ございます。こちらの3園の平均を出したものの年額が32万4,000円となっております。そこから各世帯、各保育料、各就園奨励費の金額等を引き算して、実質の負担額というのがDの網型になっているところになっております。第一子、第二子のきょうだい、上のお子さん、きょうだいがいるという形で第二子という形の3つの表をつくってございます。そちらの右側のほうは新制度の保育料の負担額という案を出ささせていただきまして、現在の国から言われている制度を、本来は5階層なのですが、これも6階層目に、一番最後につけた案ですが、こちらのほうに移行した場合に比べさせていただくと、例えば、Bの一番下のところを見させていただきますと、新制度におきますと、負担額が右側の27万1,200円となっております。左側が現状なのですが、28万6,800円となっております。これを全部比べますと、どれも新制度にいくと保護者の負担が減るというような結果となっております。差額につきましては、各階層ごと少しずつ異なっていますが、こちらは年額でございますが、一番下の部分でいきますと、1万5,000円程度、負担が軽くなっているという形になりまして、月で割りますと1,250円程度となります。新制度によって少し負担が軽くなるというような表になってございます。

こちらもおいおい、住民税ベースで、こちらは保育園と違いまして、幼稚園のほうはもともと就園奨励費を住民税ベースで計算しております。また、こちらの保育料、国から出している保育料というのは、公定価格から算出されたものであって、幼稚園側に、説明責任においてこちらの保育園に上乘せする場合がございますが、つけ加えさせていただきます。比較としては、こちらのほうがさらに数字になっておりますので、普通に比較するとこれだけの差が生まれるといった形はございます。

続きまして、資料4になります。この資料3で説明いたしますと、基本的には皆さん負担が下がっているというふうになっているところではございますが、資料4の1ページ目の負担額調査2のほうをごらんください。上のほうに書いてあるのですけれ

ども、新制度移行に伴い本人負担額が上昇するという方が実は何人かおります。全部こちらのほうで確認して660名のうち21名。そのうち新制度に移行する園が3園ございますが、その中に在園している、在籍している人たちを除きますと、5名となります。つまり、こちらの方々5名については、実は保育料の負担が上がるという計算になります。平均月額上昇金額がこちら4,380円となっております。では、どの部分が一体、金額的に差が出る場所なのかというところでございますが、この資料4の2ページ目のほうをごらんください。こちらとあわせて見ていただきたいのが資料8になります。

資料8が、国立市の私立幼稚園児の保護者補助金のしおりになってございます。こちらの2ページ目と3ページ目をちょっと見ていただきたいと思うのですが、2ページ目の上と下を書いてございますが、上のほうが東京都の保護者負担軽減補助金となっております。下の区分が就園奨励費補助金となっております。実はこちらのほうの算出方法、これは表がなかなか複雑になっているのですが、算出方法につきましては、この3ページ目のほう、区分世帯早見表というものがございまして、こちらの数字にある、こちらの金額になるのですが、実はこちら、住民税の中でこの3ページ目は細かく分かれておりまして、こちらのほうも計算に年少扶養控除のような計算方法をとって、お子様がたくさんいる方につきましては、住民税の取得割額が多少高くなったとしても、多い金額の補助金を受けられるような計算式になっているところがございます。例えば、一番初めの、一番上に書いてある1人という形のところでいきますと、A階層、そのまま横に行っていると5万5,800円以下、非課税を含まない形が区分Aとなっています。これはお子さんが1人の場合になります。3人目のほうを、その中で3人という、上から4番目のところを見ていただくと、3人の中でお子さんがいた場合で、19歳未満が3人で、16歳未満という設定ですが、7万8,000円という金額になっております。つまり、3人のお子さんがいた場合は7万8,000円の所得割額以下だった場合でしたら、こちらでいうA区分になります。2ページ目にいきますと、A区分のような、上の園児保護者負担金で見ますと7,600円、9,500円というような、上から2番目の区市町村所得割高がこのAの世帯ところに当てはまります。下のほうも、就園奨励費になりますと、上から3つ目の区市町村の所得割高がこのAの世帯の第一子の部分、11万5,200円という数字があるのですが、こちらの金額になるという形になります。

つまり、こちらのほうも多子の制限があるところでございますが、また元に戻りまして、資料4の2ページ目のところに書いてありますように、こちらの真ん中に書いてある表がございまして、この表が網かけになっている場所がございます。説明するのがなかなか難しいところではあるのですが、この④、⑤、⑥と書いてあるところが、お子様3人以上いる世帯のところになります。この網をかけた部分で、ちょうど多子、お子様がいるのですけれども、今回の新制度によると、金額が1つでしか決まっております。ですので、例えば、今回の資料4の2ページ目の(A)のところにある4番、7万8,000円という数値がある世帯がございます。こちらは3人お子さんがいる世帯のところになるのですが、こちらのほうを新制度の住民税額のほう、そのま

ま右にスライドしていただいて、表で言えば真ん中の表になるのですが、これですと7万7,100円以下であれば、就園奨励費が受けられるという形になって、本来なら、これは11万5,200円という右の数字が受けられるところが、この方の階層が上がってしまって、下の階層、6万2,200円しか受けられないということが生じることがございます。

今の説明をまとめますと、やはりこちらでも多子、お子様が多い方になりますと、軽減が、補助金が少なくなってしまうという現象があらわれるという形になっていきます。こちら資料4の真ん中の表の上のほうに書かせていただいているのですが、上のほうから見ますと、就園奨励費でもらえる補助額と新制度での本人の負担額についてはちょっと差が生じてしまいます。影響があるというのは、負担がふえるのは④、⑤、⑥の部分になりまして、19歳未満の子どもが3人以上の世帯の場合になります。これについては、現行制度では子どもが多い方については、その分、補助金のほうも多くもらっているというところなのですが、新制度では子どもの数ということについては特に関与しない。1つの表しかないので、ここの対応になっている方につきましては、保育料が上がってしまう、負担額が上がってしまうことになります。それが先ほどの資料4の1ページ目に書いてあります、全体的では21名、今回の新制度に入る園の園児さんで言えば、該当者が5名いるというような結果になりました。資料3と4については以上の形になります。

**【会 長】** ありがとうございます。資料3、4及び8について何かご質問ございませんでしょうか。よろしいですか。ちょっといろいろな表が入って複雑ですけども、結局、新制度に移行しても、資料3は、負担は減ってふえないということでもよろしいですね。ただし、一部、こういう人がいるというのが資料4だと思うんですけども、その一部ふえる、現実的、实际的に来年の4月からは5名、国立市に住んでいる人の5名がふえてしまう。

**【事務局】** よろしいですか。資料3なのでですけども、結果的に減っているように見えるんですけども、これはあくまでも移行3園を基準につくったデータですので、全てこれが当てはまるわけではないので、大まかな比較ということで押さえていただいたほうがよろしいかなと思います。

**【会 長】** 幼稚園については、前回までは公定価格を基準とするという方向で行くと、ここの審査員と話していたと思うんですけども、恐らくその資料として、参考として資料3が出てきたのですよね。資料4については、ちょっとどういたしましょうかということに。何か事務局のほうで解決策というか、第三子以上の多子の家庭に負担がいかないような策はないでしょうか。

**【事務局】** そうですね。今回の話では5名という形になっておりますので、ちょっとなかなか難しいところで、例えば、今回の試算のとおり案としてではあるのですが、5名の人たちに対して例えば経過措置として、経年で本来、今なら階層が1つ違うところにいると思われまので、こちらのほうの負担を変えないような形の措置で個別対応というのが1つは考えがあるかなと。公平性の観点からと言われると、なかなか難しいところではございますが、まずそれが1つ案がございます。

あともう1つ案といたしましては、同じような多子軽減といいたまいますか、お子様がたくさんいる家庭に対しての厳しいような負担になっているので、こちらのほうでは、第三子以降に対して何か補助をあげるような形の制度を考えることで、多子、先ほどの3人目、2人目とかいうところと同じような、そこの厚みを持たせるという案は多少ございます。以上です。

【会 長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。ご意見ありましたらぜひお願いしたいのですが。今回は逆回りでいいですか。

【副会長】 個別に上がってしまう人がいるのを何とか全体で多子のところに補助金を厚くしてカバーする。制度変更をするとどうしてもそういう人が出てしまうので、それが5人なら何とか、別に新制度が悪いものでなければ、その制度が変わってしまうところはしょうがないところはあるかなという気はしますが、あまり収益は出ないです。

【会 長】 委員、お願いします。

【委 員】 よくわからないのですが、この3園の、どこの園ということはちょっといいのですが、経営規模的には小さいのかな、国立市は。そういうわけでもないですか。経営規模というのは、幼稚園児の数というか。

【会 長】 いかがでしょうか。

【事務局】 今回3園の園児数においては、半分まではいかないまでも、9園幼稚園がある中では、この3園は結構、人数が占める、おおむね3分の1という数字は軽く超えた数字、半分程度までの園児数になります。

【委 員】 それでここに各園の説明責任、前から言われているように、上乘せが当然あるわけですね。入園料というのは取れないから、園によっては10万円ぐらいとか、当然あるわけだから、それは説明責任において取ると。取るというか、いただく。でも、それをやらなければ経営的には厳しいだろうし、今までそういうふうにしてきていたわけだから、この保育料だけでいくというのは、そういうのを考えた上で幼稚園、ほかにもいろいろな条件があるのでしょうかけれども、選ぶわけだから。保護者の負担がその分、減。これでいいのかなと思いますけれどもね。

【会 長】 わかりました。委員、いかがでしょうか。

【委 員】 幼稚園のほうで言えば、公立の保育園は検討しないので、ちょっと比較のしようがないのですが、9園の中に、この新制度に入る組織の問題があると思うのです。お金ではなくて、9園のうち6園は学校法人なのですね。あとはもともとプライベートな意味で言えば、個人立と言えば学校法人も入るわけなのです。公立がないから。ですけれども、このすみ分けというのは3園を基準にしたというのは、経費的にはあまり保護者負担は変わらないですけれども、やはり組織間の問題があるので、その3園が新制度に移行するということで、多分これはピックアップしてサインが出ていると思うのですね。私学助成そのものは、その組織体にかかわらずかなり出ていると思います。だから、そういうことから言うと、新制度に移ったからこれだけ出ますと言ったら、もともと組織体が違っても保育料は同じようだと。高いところと差は物すごくあるのですけれども、委員がおっしゃったように、半数以上3園で子どもた



ちの数から5人の保護者の家庭からということになると、どこをどういじる必要はないかなと思いました。

【会 長】 委員、いかがでしょうか。

【委 員】 この前のときにも幼稚園の、前々回の資料だったかと思うのですが、それを見ても、今度の新制度になると保育料の負担額が減るところで、今回は実際にそういう仕分けになっているので、それが望ましいかなとは思いますが、ただ、上がるご家庭の月平均上昇金額が4,380円というのは、かなり大きい数値かなと思うので、何か経過措置という形で個別にできればいいかなと思います。

【委 員】 私もちよっと新制度に移行する園がないと思っていたので、本当にちょっとびっくりしたのですが、その中でやはり上がってしまう人がいるのであれば、結果として課題が必要だと思います。

【会 長】 委員、お願いいたします。

【委 員】 この新制度に移行して金額が上がってしまうという方に対して経過措置が必要だということは、それはそれでそう思います。結局、この幼稚園側の説明責任において保育料の上乗せというのが、結局、園によって全然違うことになるかなという。幼稚園に通わせている保護者で、全く実は、これは幾ら値上げされるのか見えなくて、それが特に私が子どもを通わせているところは来年度に関しては移行しないので、でも、再来年度はわからないと言われているので、そのわからない上乗せ部分というのは、それはもう保護者が、実際にこれだけ上乗せされますよというのは、保護者が確認しなければいけないところでもあると思うのですが、では今までよりもすぐ上がってしまうことに関して、市は何か補助が出るのかというところが、一番気になるころではあります。この公定価格でこの負担になったらこの金額ということよりも、結局、わからない部分の上乗せ部分に対して、では、市は何かしてくれるのかというところが一番、幼稚園に通わせる保護者としては気になって、もし何も考えていないと言われると、ちょっと、保育園にはこれだけ補助を出しているのに、幼稚園には何というのは、ちょっと厳しいと思います。

【委 員】 私も今委員のおっしゃった、私はちょっと保育園に通っているの、幼稚園というのがどういう制度というのがちょっとよくわからないのですが、制度的に減りましたよと言われても、上乗せで結局、倍増になりますよと言われてしまうと、やはり保護者としては単純に負担がふえたではないかという思いなので、それは新制度にしないでよというのが単純な感想として思いました。なので、単純に、この保育料という観点からすると、今あるこれをごちゃごちゃいじるのは、考えなくていいかなというところはあるのですが、まともな考え方であれなのですが、経過措置というよりは、多子に対してこういうふうには減らしますというような考え方というか、制度にしたほうが、制度を考えていくほうがいいかなと思いました。

【委 員】 3園の中で5名上がってしまう方には、市のほうで援助、個別対応ができるのではないかとしたわけですね。さらにその次の年とかで、全部の園がやったらもっと大勢になってきてということもあり得るわけですね。そういうのも含めて、ちょっとあまり簡単に個別対応と言っているのかなという気もするのですが、

でも、幼稚園というのは基本的に施設の費用と保育費用と、あとお勉強的な部分で教材費とか、お絵描き道具のお金というのが全部あって、例えば、幼稚園は3万円ですよとか、Bは3万5,000円ですよとか、うちから近いとか、バスがあるとか、給食があるとか、そういうので親は結局、選ぶわけだから、これを採り入れる、採り入れないも幼稚園の選択だし、そこに行かせるか、行かせないのかはまた親の選択にもなってくるので、保育園も保育が足りない子どもがどうしても行かなければいけないという、ちょっと若干立場が変わってくると思うのですね。でも、多分それで幼稚園は余っていて、保育園が足りなくてというところで、認定こども園の制度に移行していくという動きが出ていると思います。将来、保育園に行っている人も幼稚園を選ぶとか、幼稚園に行っている人も保育園を選ぶとか、そういうふうになったときに、個別対応とかをしていることで、また公平性がなくなることは避けたほうがいいのではないかなと思います。幼稚園は将来的には全部やりそうなのですか。国立に限らず、この周辺というか。

**【委員】** それは国立の場合、例えば、大きなところで上についているとか、付属のところは全く別ですけども、まだよくわからない。そのついでに言わせてもらおうと、まだ何も決まっていない段階で、今ここで審議しても、国のほうが今決まっているのは、公定価格で幼稚園のほうに2万5,800円ですよ。やはり待機児解消ということもあるので、それだけ決められていて、あと消費税とリンクしている部分もあつたり、本当に私もその渦中にいて、幼稚園のことだけを個人的に言っているのではなくて、子どもを育てる場所という選択はあってはいいと思うのですね。時間が短いとか第1号、第2号、第3号という変な呼び方をしていますが、やはり短い時間のほうが子どもにはいいと思えば幼稚園みたいなところに入れる。一時保育みたいなのはあるのでしょうか。2号というのは、大体、認定こども園の幼稚園の3歳から5歳で預かりをして保育と同じような感じで、幼稚園も保育園もほとんど変わらないと思う、やっている内容は。そういう中で、今、保育園のほうはそれなりに福祉というところからずっと来ていると思うのですけれども、幼稚園は今、云々すること自体が、何かちょっとやはり国が新制度をつくっているわけですから、あと5年ぐらいの移行期間には、幼稚園のほうもどうなるかを選択するということが出てくると思います。全国で言えば、全国平均は2万5,000何がしになっていますよ。その額はどうするのですかというところがまだ決まっていなければ、現行で行くというのがやはり仕組みがいろいろなところでまだはっきりしないところで審議されること自体が、私は幼稚園の立場なので、またどんどんどん変えていかなければならない。こういうふうにあつて、これを市としては、では、市が幾ら移行するところまで負担しますという話でもないし、私は常に横のほうに話を持っていってしまうのですけれども、ここでこうしましょう、ああしましょうというのではないことなのだよなとちょっと思うのです。だから、保育料の保育園のほうのあれはちょっとさっきの費用があつたというのがあつたとしても、これはしっかりここでやるべきことだと思います。私の立場としては、幼稚園だけの短い時間で、内容はともかくとして、過ごす人も国立の中にはたくさんいると。それを含めてやはり保育園の中で長時間、それから家庭保育を

しながらの人もたくさんいるでしょうしという意見なので、ちょっとまとまらないで申しわけないのですけれども、今の状況で幼稚園のあれを決めること自体が、私はちょっと時間の無駄遣いという気がします。

【会 長】 ありがとうございます。委員、お願いいたします。

【委 員】 私も今、委員のお話を伺っていて、やはり保護者の選択とか、あと幼稚園自身の経営の選択、新制度に移行するとかしないとか、あるいは、もうそういう説明責任とかいろいろ出てくるのではないかと思います。私学助成の幼稚園の制度対保育所、幼稚園のという、こういうものに関してはあれなのですけれども、補助金のところですね。園児保護者負担軽減補助金というものがありますよね。ここのところというのは、例えば、第二子以降は一律同じというところですね。これを、例えば第三子にはプラス5,000円とか加えて、今見ても非課税世帯、生活保護世帯であっても、第二子以降9,500円、一番、D世帯のところですね。ここのところで第二子以降3,300円という形になっていますけれども、これを例えば5,000円から3,000円プラスしてあげる、第三子以降というような形になっていくと、やはり大勢のお子さんを育てて、大勢のお子さんを幼稚園に通わせているお母様方の負担に対しての、そのところしかちょっと考えが浮かばないのですが。

【会 長】 ありがとうございます。今言っていたのは、資料8の2ページ目にあるところの、上の表ですね。そこが、補助金が第二子以降は同じ補助額ですね。

【委 員】 ここが国立市と東京都とありますけれども、国立市だと、ある程度検討できる金額かなとは思ったのですが。

【会 長】 ありがとうございます。済みません、私の進行が悪くて、ちょっと時間がもう9時になってしまったのですけれども、資料の説明だけでも残っているもの、いただいてもよろしいですか。

【事務局】 では、資料5と資料6、資料7につきまして説明をさせていただきます。資料5は、以前のこちらのほうで配付させていただいたものになるのですが、こちら資料5、6、7につきましては、基本的に短時間保育のときの保育料の金額についての資料となっております。

まず資料5でございますが、資料5の2ページ目と3ページ目のほうに書いてございます。上のほうに書いてございますが、短時間保育というものを今回、設定しなくてはならないのですが、短時間保育というのは、今11時間保育を行っている中で、働いている時間が短い方につきましては、保育料を少し安くする。そのかわり、保育の時間も8時間までという制度がございます。その部分の保育料が、国が示した設定のイメージがございまして、そちらほうが資料5の2ページ目と3ページ目に書いてあるのですが、上のほうに書いてございます。こちらのほうが保育標準時間を受けた子どもの1.7%を基本に設定する形になってございます。国のほうでは、つまり、10万円というのが通常の保育料だった場合、1.7%をマイナスですので、9万8,300円の保育料というものをイメージして出しております。

資料6でございますが、資料6は今回、認可保育園の延長保育での金額の一覧表ということでつけさせていただいています。資料といたしましては、左側が月額になり

まして、右側が緊急利用、スポット利用と言いましょうか、そういうふうになってございます。こちらのほうで、長時間、短時間のところで何が一番難しいと言いましょうか、話になるかと言いますと、長時間と短時間の人で、短時間の人があまりにもスポット利用を利用する形になった場合ですと、通常の保育時間の11時間と同じように高くするようなことはあまりしたくないという考えがございますので、資料6のほうをつけてございます。

あと、資料7でございます。資料7につきましては、今回、こちらの事務局側から案として出させていただいております。案1と案2がございます。案1につきましては、国基準ですね。先ほどの資料5に書いてございました1.7%マイナスという形を出した表になってございます。一番左の表が通常保育時間、現在の保育料のそのままの金額を持ってきています。それに対して案1、真ん中ですね。こちらが1.7%マイナスにした金額。金額は100円未満につきましては切り捨てとさせていただいているので、下の2桁についてはゼロ表示になってございます。案2という形でございます。こちらは標準時間と短時間というのは、実際11時間と8時間という保育の時間の差がございますので、その差、つまり11分の8ですね。それを掛けた金額が短時間保育料という形もあるのではないかという形で、案2をこちらのほうでつくりました。資料の説明は以上になります。

**【会 長】** これもこちらのほうで方針を、どちらかの案にするということですよ。

**【事務局】** はい。

**【会 長】** 何かご質問はございますか。ご意見でも、少しでも方向性を出してから終わりたいと思いますので、どうしてもという。

**【委 員】** 短時間保育について、できれば安いほうがいいと思うのが保護者だと思うので、案2がいいかなと思うのですけれども、この案2と案1の差額分というのは、やはりまた市から出すというイメージなのですか。

**【事務局】** おっしゃるとおりでございます。

**【会 長】** いかがでしょうか。

**【副会長】** 私は案1のほうがよくて、時間数を比べたら11と8かと思うのですけれども、保育園に通わせている身としては、給食をつくって出してくれるというのは物すごくありがたいので、エクストラの3時間というのは、給食をつくって食べさせてもらっているというのはすごくありがたいので、単純に11と8というのは、どうも割引過ぎかなという意見があります。結局は財政負担になるので、誰かが負担するのですけれども。ただ、案1の1.7%というのは、あまりにばかげた数字かなと思ったのですが、ただ、要するに、運営側の追加コストを考えると、言い方はあれですけれども、要するに、8時間保育の短いお子さんがいても、全体的には必要人数を配置しているので、あまりそこは人件費が下がったりということにはならないので、やはり1.7%というのが平均的には妥当な数字なのだろうなという気がします。

資料6の、いわゆるスポット延長みたいな延長保育で考えると、大体、月に数千円というオーダーが資料7の一番左の11時間というのと案1との差。大体ですけれども、そんなに変わらないので、1.7%、国のに従うというのもそんなに悪い話ではな

いかなというので、案1でいいのではないかなというのが私の意見です。

**【委員】** もう9時を過ぎているのでぐだぐだは言いませんけれども、私も同じ意見です。先ほど副会長がおっしゃったように、制度改正のときというのは、必ずどこかで出っ張り引っ込みは出るのですよね。全員が、これは全国的にやっているわけだから、全国民がああよかった、よかったということはあり得ないわけで。そうすると、結局全部、今回の幼稚園のことについても何人かは出る。それも市がもちましよう。あるいは、今のことについても市がもちましよう。そうすると、文字どおり全部税金でやってよね、全部持ち出してよね、ばらまいてよねという話になってしまうのではないかというのが、僕が最初に言っていることになるだろうと。以上です。

**【会長】** ありがとうございます。ほかになければ、時間ということで、よろしいでしょうか。

**【副会長】** 私、議事録の訂正。さっき保育料のときに、全世帯1%値上げにしていただければ、追加収入で市の財政負担はないし、第二子の2,000円が追加できてお釣りが来るというのは間違いで、ごめんなさい。4%値上げしないとできないので、ちょっと4%というのはすぐにできる値上げではないので、試算5のままでいいのではないかということで、訂正です。済みません。

ただ1点、そのときに国から減る補助金の年間600万円はまんま保護者がかぶってもいいのではないかという話をちらっと言ったのですが、ちょっとやっぱりそれはあまりにナンセンスで、委員の気持ちもわかるのですけれども、今、現行大体2対1とか3対1ぐらいで、市の財政が3、保護者さん1ぐらいの感じがするので、そこに案分して450万円対150万円ぐらいにするのがリーズナブルかなという気がちょっとします。以上です。

**【会長】** ありがとうございます。きょうはちょっと時間になってしまったので、ここで終わりたいと思います。時間は10月24日の金曜日午後7時からということで、最後になりますので、どうぞよろしく願いいたします。済みません、遅くなって申しわけございませんでした。

— 了 —